

新型コロナウイルス感染症に伴う対応等（令和４年度）

I 個人向け

1 令和３年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金〔総務課〕

(1) 概要

安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対して、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対して、確認書等の提出により臨時特別給付金を給付する。

(2) 給付対象者

基準日（令和3年12月10日）に、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯。

① 住民税非課税世帯（受付期間終了）

令和3年度の住民税非課税世帯。ただし、課税者の被扶養者のみで構成される世帯は除く。

② 家計急変世帯

令和3年1月以降の収入が、新型コロナウイルス感染症によって、非課税世帯相当に収入が減少した世帯。

(3) 受付・給付状況（令和4年9月30日時点）

	非課税世帯（確認書等）	家計急変世帯
受付件数	3,606	3
給付件数	3,606	3
受付期限	受付終了	受付終了*2

*当初9月30日までの受付だったが、令和４年度新規非課税世帯が対象になったため、令和３年度の家計急変世帯の受付は終了。

2 令和４年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金〔総務課〕

(1) 概要

安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない住民税非課税世帯等に対して、確認書等の提出により臨時特別給付金を給付する。

(2) 給付対象者

基準日（令和3年12月10日）に、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯。

① 令和3年度住民税非課税世帯（未申請世帯）

令和3年度の住民税非課税世帯。ただし、課税者の被扶養者のみで構成される世帯は除く。

② 令和4年度住民税非課税世帯（既に臨時特別給付金を受給済みの世帯は除く）

令和4年6月1日時点で、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、令和4年度の新たな住民税非課税世帯。ただし、課税者の被扶養者のみで構成される世帯は除く。

③ 家計急変世帯

令和4年1月以降の収入が、新型コロナウイルス感染症によって、非課税世帯相

当に収入が減少した世帯。

(3) 受付・給付状況 (令和4年9月30日時点)

	非課税世帯	家計急変世帯
受付件数	468	2
給付件数	453	2
受付期限	令和4年9月30日	令和4年9月30日

3 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免〔税務課・保険医療課〕

(1) 概要：新型コロナウイルスの影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が困難になった世帯（の世帯員※）に対し、国が定める基準に基づき2割から10割を減免する。

(2) 対象：次の①か②のいずれかに該当する世帯が該当する。

① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯（の世帯員※）

② 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯（の世帯員※）

【世帯の主たる生計維持者について】

(ア) 事業収入等のいずれかの減少額が、令和3年の事業収入等の額の3割以上であること

(イ) 令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること

(ウ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

(3) 減免の状況

① 国民健康保険税にかかる減免の申請

・申請件数 0件
・減免件数 0件 0円
・非該当 0件 0円
・審査中 0件 0円 (9月30日現在)

③ 後期高齢者医療保険料にかかる減免の申請

・申請件数 0件 (9月30日現在)

※後期高齢者医療保険料は個人単位で賦課するため、対象は「世帯員」となる。

4 介護保険料の減免〔保険医療課〕

(1) 概要：新型コロナウイルスの影響により、介護保険料の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づき2割から10割を減免する。

(2) 対象及び減免範囲：次の①か②のいずれかに該当する世帯が該当する。

① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方・・・保険料の全額を免除

② 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイのいずれにも該当する世帯

(ア) 事業収入等のいずれかの減少額が、令和3年の事業収入等の額の3割以上であること

(イ) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

(3) 減免の状況

・申請件数	0件	
・減免件数	0件	0円
・非該当	0件	
・審査中	0件	(9月30日現在)

5 国民健康保険傷病手当金の支給〔保険医療課〕

(1) 概要：安芸高田市国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われた場合も含む。以下同じ。）した場合、その療養のため勤務に服することができなかった期間について傷病手当金を支給する。

(2) 対象：次の①から③のすべてに該当する安芸高田市国民健康保険被保険者

- ① 勤務先から給与支払を受けている者で、新型コロナウイルスに感染した者
- ② 新型コロナウイルスに感染したため、その療養のため勤務できず、その期間が3日間を超えた者
- ③ 勤務ができない期間に対する給与支払を受けられなかった者（給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合、支給額の調整や不支給の場合あり）

(3) 支給額：①÷②×2/3×（③－3日間）

- ① 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額
- ② ①の期間の就労日数
- ③ 勤務予定だったが、新型コロナウイルス感染のため勤務できなかった日数

(4) 支給の状況

- ・申請件数 6件 (9月30日現在)
- ・支給件数 6件 175,026円 (9月30日現在)

6 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金〔子育て支援課〕

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(2) 対象者

① ひとり親世帯分

(ア) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人（申請不要）

(イ) 公的年金等（※1）を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る。）

(ウ) 令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないひとり親世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている人

（※1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

② ひとり親世帯以外分

(ア) 令和 4 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている人 (※2)であって、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税である人 (申請不要)

(※2) 令和 4 年 5 月分以降に新規に上記の手当について支給を受けることとなった人も含む。(令和 4 年 4 月以降令和 5 年 2 月末までに生まれる新生児も対象。)

(イ) (ア) のほか、対象児童 (令和 4 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の子 (障害児については 20 歳未満) ※2) の養育者であって、令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の人または令和 4 年 1 月 1 日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

(※2) 令和 4 年 4 月以降令和 5 年 2 月末までに生まれる新生児も対象とする。

(3) 給付額：児童一人当たり一律 5 万円

(4) 申請方法

(2) の対象者の内、①の (ア)、②の (ア) の対象者は申請不要。

上記以外の対象者は申請が必要で、支給決定後随時支給。

(5) 支給実績 (令和 4 年 9 月 30 日現在)

①の (ア) の対象者

給付件数：163 件 (児童数 267 人) 給付額：13,350,000 円

① の (イ) の対象者

給付件数：4 件 (児童数 5 人) 給付額：250,000 円

① の (ウ) の対象者

給付件数：2 件 (児童数 3 人) 給付額：150,000 円

② の (ア) の対象者

給付件数：79 件 (児童数 150 人) 給付額：7,500,000 円

③ の (イ) の対象者

給付件数：4 件 (児童数 6 人) 給付額：300,000 円

II 事業者向け

1 雇用調整助成金の特例措置〔商工観光課〕

- (1) 概 要：事業主が行う休業手当の支払いに対する一部の助成
- (2) 助 成 額：対象従業員 1 人 1 日当たり 15,000 円 (上限)
- (3) 実施主体：国 (ハローワーク安芸高田)
- (4) 申 請 数：86 事業所 (内 令和 4 年度申請数 0 件)
- (5) 対象期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日

2 セーフティネット 4 号・5 号・危機関連保証〔商工観光課〕

- (1) 概 要：融資条件として市が認定した事業者 (6,000 万円上限)
- (2) 認定件数：335 件 (内 令和 4 年度認定件数 4 件)
- (3) 指定期間 (延長)：セーフティネット 4 号 令和 4 年 9 月 30 日まで
セーフティネット 5 号 令和 4 年 9 月 30 日まで (指定業種のみ)
危機関連保証 令和 3 年 12 月 31 日まで **終了**

3 安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策事業〔商工観光課〕

- (1) 概要：コロナ禍における原油価格高騰の影響を受ける市内事業者に対して、事業で使用する燃料代の価格高騰分の 10%を助成する事業
- (2) 実施主体：安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策事業実行委員会
- (3) 対象業種：安芸高田市に事業拠点を設置する全事業者
- (4) 対象油種：ガソリン・軽油・灯油・重油（ハイオク・LP ガス・混合除く）
- (5) 給付額：対象経費×油種別基準額 - 2,000 円（下限）＝給付額（1 円未満切り捨て）
ただし、上限 50 万円、下限 2 千円する。

【油種別基準額一覧】

種類	油種別基準額/ℓ
ガソリン	3.72 円
軽油	3.63 円
重油	2.87 円
灯油	3.16 円

- (6) 対象期間：令和 4 年 1 月 1 日～6 月 30 日
- (7) 申請期間：令和 4 年 9 月 16 日～11 月 30 日（当日消印有効）

4 安芸高田市飼料価格高騰緊急対策事業〔地域営農課〕

- (1) 趣旨：コロナ禍や円安等の影響により飼料価格の高騰の影響を受けた畜産農家に対して、購入費用の一部を助成する。
- (2) 補助対象品目：輸入乾燥牧草
（令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日に納入された物）
- (3) 対象者：市内で畜産業を行っている畜産農家
- (4) 補助金額：1 トン当たり 3,500 円
- (5) 申請期間：令和 4 年 10 月 1 日（予定）～令和 5 年 1 月 13 日

Ⅲ 福祉・保健事業

1 新型コロナウイルスワクチン接種（4 回目）〔健康長寿課〕

- (1) 対象者
- | | |
|-------------------------|------------|
| 60 歳以上の方 | 約 12,000 人 |
| 18 歳以上 60 歳未満で基礎疾患のある方等 | 約 900 人 |
| 医療従事者 | 約 1,200 人 |
- （医療従事者は、7 月 26 日の国の通知で追加となった。）
- (2) スケジュール （令和 4 年 9 月 30 日現在）

	施設入所者等	施設入所者等以外	
3 回目接種時期	令和 3 年 12 月～令和 4 年 1 月	令和 4 年 2 月以降	
接種券等発送開始予定	令和 4 年 5 月 31 日(火)	令和 4 年 6 月以降	
予 約	各入所施設等	60 歳以上	日程と場所を指定
		60 歳未満で基礎疾患のある方	接種券受取後、インターネット又はコールセンター

会 場	各入所施設等	市内各文化センター (高宮のみ高宮支所)	
接種開始日程	令和4年6月20日(月)	令和4年7月13日(水) ※詳細あり	
接種医療機関	市医師会	吉田町以外の文化センター	東広島記念病院
		クリスタルアーショ	市医師会
使用ワクチン	ファイザー社製	モデルナ社製 ・9月23日～9月30日のみ オミクロン株対応ワクチン(ファイザー社製)と従来のファイザー社製	

・医療従事者接種：各病院や診療所において接種 (ファイザー社製)

施設入所者等以外の接種日程

月 日	時 間	場 所	接種可能 人数(人)
7月13日(水)～7月16日(土)	10:00～15:30	高宮支所	1,300
7月18日(月)～7月19日(火)		美土里生涯学習センター まなび	670
7月21日(木)			330
7月23日(土)～7月25日(月)		八千代文化センター フォルテ	1,100
7月30日(土)～8月2日(火)	10:00～16:30	甲田文化センター ミューズ	1,700
8月8日(月)～8月11日(木)	13:00～17:30	安芸高田市民文化センター クリスタルアーショ	4,000
8月17日(水)～8月19日(金)			
9月2日(金)～9月4日(日)			
8月23日(火)～8月26日(金)	10:00～15:30	向原生涯学習センター みらい	970
9月23日(金)～9月30日(金)	18:00～19:30	安芸高田市民文化センター クリスタルアーショ	640

(3) 接種費用 自己負担なし

(4) その他 ・60歳未満で基礎疾患のある方等は、事前申請が必要。

・18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方、または重症化リスクが高いと医師が認める方の接種については、現時点では努力義務の規定は適用しないこととされている。

(5) 武田社ワクチン(ノババックス)の接種

- ① 対象：18歳以上で新型コロナワクチンを初めて接種する方
3回目接種の方
- ② 申込：インターネットまたはコールセンター
- ③ 接種場所：JA 吉田総合病院 外科外来
- ④ 接種開始：令和4年7月27日

2 新型コロナワクチン接種状況について(1回目～4回目) 【健康長寿課】

(1) 全国、広島県、安芸高田市の接種率について (令和4年9月12日現在)

対象	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
	接種率(%)	接種率(%)	接種率(%)	接種率(%)
全国	82.1	81.5	65.0	24.5
広島県	82.9	82.5	65.2	25.0
安芸高田市	87.7	87.2	74.6	38.6

(2) 年代別のワクチン接種者数、接種率について

年 齢	対象者数 (人)	1 回目		2 回目		追加接種(3 回目)		追加接種(4 回目)	
		接種者 (人)	接種率 (%)	接種者 (人)	接種率 (%)	接種者 (人)	接種率 (%)	接種者 (人)	接種率 (%)
5～11 歳	1,360	379	27.9	355	26.1	0	0.0	0	0.0
12～19 歳	1,833	1,478	80.6	1,463	79.8	903	49.3	3	0.2
20 歳代	2,180	1,913	87.8	1,916	87.9	1,355	62.2	96	4.4
30 歳代	2,238	1,803	80.6	1,791	80.0	1,284	57.4	120	5.4
40 歳代	3,212	2,693	83.8	2,674	83.3	2,172	67.6	247	7.7
50 歳代	3,118	2,778	89.1	2,764	88.6	2,500	80.2	265	8.5
60～64 歳	1,835	1,652	90.0	1,647	89.8	1,557	84.9	787	42.9
65～69 歳	2,140	1,931	90.2	1,926	90.0	1,881	87.9	1,636	76.4
70 歳代	4,750	4,454	93.8	4,448	93.6	4,368	92.0	3,958	83.3
80 歳代	2,887	2,689	93.1	2,681	92.9	2,619	90.7	2,285	79.1
90 歳代	1,249	1,176	94.2	1,171	93.8	1,130	90.5	907	72.6
100 歳以上	66	69	104.5	69	104.5	66	100.0	55	83.3
年齢不明	0	560	—	537	—	199	—	10	—
合 計	26,868	23,575	87.7	23,442	87.2	20,034	74.6	10,369	38.6

出典：内閣官房 ICT 総合戦略室 ～自治体ごとのワクチン接種状況について～

* 人口：総務省が公表している住民基本台帳に基づく令和 3 年住民基本台帳年齢階級別人口

* 追加接種の対象は 12 歳以上

* 「年齢不明」は、接種後の転出等により年齢階級別に計上されない人数。

* 4 回目接種の対象は、60 歳以上と 18 歳以上の基礎疾患のある人及び医療従事者。

3 オミクロン株対応のワクチン接種（令和 4 年 9 月 30 日現在）

(1) 9 月 23 日(金)～9 月 30 日(金)

60 歳以上、18 歳以上の基礎疾患・医療従事者対象とした従来のワクチンで接種予定だったが、9 月 21 日(水)にオミクロン株対応ワクチンの配送があり、オミクロン株対応ワクチンに差し替えて接種。

(2) 10 月以降から

国が示す 12 歳以上で初回接種（1 回目・2 回目）が終了し、5 か月以上間隔があいている人の接種を開始する予定。

予 約 開 始 : 10 月 3 日 (月) 9 : 00 ~

すでに 3 回目の接種券が手元にある方 (約 2,000 人) から予約可能

予 約 方 法 : インターネット及びコールセンター

接 種 期 間 : 10 月 14 日 (金) ~ 11 月 22 日 (火)

接種券発送 : 10 月 17 日 (月)

12 歳以上で 4 回目接種対象者に発送 (約 7,200 人)

接 種 会 場 : JA 吉田総合病院 旧老人保健施設 のぞみ

接 種 医 師 : 安芸高田市医師会、JA 吉田総合病院

※高齢者の集団接種は、11 月 24 日 (木) から、各町を巡回し接種する予定。

IV 施設等の状況

1 社会福祉施設〔社会環境課〕

施設名／期間	4 月 1 日 ~ 10 月 2 日
市内各人権福祉センター	・会食は不可

2 社会福祉施設〔子育て支援課〕

子育て支援センター	プレイルームのみ休止	令和 4 年 10 月 2 日 (日) まで
-----------	------------	--------------------------

3 保育所〔子育て支援課〕

感染予防に取り組みつつ通常運営

(1) 罹患者発生に係る臨時休園等

- ・甲田いづみこども園 令和 4 年 3 月 31 日 (木) ~ 4 月 2 日 (土)
- ・みどりの森保育所 令和 4 年 5 月 18 日 (水) 2 歳児クラスのみ部分休園
- ・入江保育園 令和 4 年 5 月 28 日 (土) ~ 5 月 31 日 (火)
- ・吉田保育所 令和 4 年 6 月 23 日 (木) ~ 6 月 25 日 (土)
- ・みつや保育所 令和 4 年 7 月 22 日 (金) ~ 7 月 25 日 (月)
- ・甲田いづみこども園 令和 4 年 8 月 10 日 (水) ~ 8 月 13 日 (土)
3 歳以上児のみ部分休園
- ・吉田保育所 令和 4 年 8 月 29 日 (月) ~ 8 月 31 日 (水)
3 歳児クラスのみ部分休園
- ・甲田いづみこども園 令和 4 年 8 月 30 日 (火) ~ 9 月 1 日 (木)
3 歳未満児のみ部分休園
- ・入江保育園 令和 4 年 9 月 7 日 (水) ~ 9 月 9 日 (金)
3 歳未満児のみ部分休園
- ・やちよ保育園 令和 3 年 9 月 9 日 (金) ~ 9 月 11 日 (月)
3 歳未満児のみ部分休園
令和 4 年 9 月 12 日 休園

4 放課後児童クラブ〔子育て支援課〕

感染予防に取り組みつつ通常運営

5 各種子育て支援事業〔子育て支援課〕

- (1) ファミリーサポートセンター事業・一時預かり事業
感染予防に取り組みつつ通常運営
- (2) 病児預かり事業
感染予防に取り組みつつ通常運営
- (3) 地域子育て支援事業・各保育所等園庭開放
下記の期間プレイルーム・園庭開放中止
令和4年1月11日～10月2日

6 観光振興施設〔地域営農課・農林水産課・商工観光課〕

- (1) 市内観光施設の休業状況

施設名／期間	3月27日～10月2日
神楽門前湯治村	営業
たかみや湯の森(青空市場含む)	営業
エコミュージアム川根	飲食のみ営業
土師ダムサイクリングターミナル (周辺施設含む)	営業
エコビレッジかわね	3/27～3/31 まで休業 4/1～営業
香六ダム公園	営業
大狩山河川公園	営業
道の駅 「三矢の里あきたかた」	営業 (あきたかた NAVI 内のキッズコーナー閉鎖)

- (2) イベント関連
 - ・神楽定期公演 4月1日(金)より開演

7 学校〔学校教育課〕

- (1) 基本方針
感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施。
- (2) 罹患者発生に係る臨時休業等
 - ・八千代小学校 第2学年 令和4年5月21日(土)～5月24日(火)
 - ・甲田小学校 第6学年 令和4年5月21日(土)～5月24日(火)
 - ・甲田小学校 第4学年 令和4年5月28日(土)～5月30日(月)
 - ・甲田小学校 第3学年 令和4年6月2日(木)～6月5日(日)
 - ・吉田小学校 6年2組 令和4年6月27日(月)～6月29日(水)
 - ・吉田中学校 第2学年 令和4年9月12日(月)
 - ・吉田中学校 第3学年 令和4年9月12日(月)～9月13日(火)
 - ・八千代中学校 第2学年 令和4年9月12日(月)～9月13日(火)
- (3) 吉田幼稚園
 - ・園庭開放休止 令和4年1月12日(水)～10月2日(日)

8 社会教育施設・社会体育施設〔生涯学習課〕令和4年度

施設名／期間	4月1日～10月2日
市内各文化センター	・会食は不可